

一般社団法人日本造血細胞移植学会広報委員会規約

第1条（目的）

一般社団法人日本造血細胞移植学会広報委員会（以下「広報委員会」という。）は、会員間の情報交換および、広く社会に向けて一般社団法人日本造血細胞移植学会（以下「学会」という。）の活動等を発表、紹介し、造血細胞移植医療の向上に寄与することを目的として、以下の広報事業を行う。

第2条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) ニュースレター等による学会活動の報告事業
- 2) ホームページによる学会活動の広報事業
- 3) ホームページによる一般、患者・家族・ドナー向けの情報提供
- 4) その他会員が必要とするサービス事業

第3条（広報委員および広報委員長等）

委員長は理事の中から理事会で選任する。広報委員（以下「委員」という）は約10名とし、広報委員会において会員の中から選出し、理事会の承認により決定し、社員総会に報告する。

第4条（委員および委員長の任期）

委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。委員長の任期は2年とし、連続2期を限度として再任を妨げない。委員の改選は半数ずつ行う。

第5条（会議）

広報委員会は定期的に会議を開催、もしくは電子メール等にて連絡を図り、事業の円滑な遂行をはかる。

第6条（規約の発効）

本規約は平成28年11月20日をもって発効する。

付則（任意団体より通算）

平成28年11月20日施行